

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年6月17日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県について、6月20日をもって解除すること、沖縄県について、7月11日まで延長すること、まん延防止等重点措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を、新たに対象とし、期間は7月11日までとすること、埼玉県、千葉県、神奈川県については、7月11日まで延長すること、岐阜県、三重県については、6月20日をもって終了することが決定されました。

これに伴う基本的対処方針の変更を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、さらに、別添4のとおり、引き続き基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき区域である都道府県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛について住民に対して協力の要請を行うこと、従来株から変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされています。

そして、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第30回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添5のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添依頼に関する取組み等について、着実に実施していただくよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

さらに、別添1別紙4のとおり「令和3年6月21日以降の取組」がとりまとめられるとともに、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から別添3の事務連絡中3（5）において、「都道府県は、地域の事情に応じて、各知事の判断

により、遠隔地からの帰省・旅行等に際して、感染防止策等を徹底するとともに、出発前又は到着地で検査を受けるよう、勧奨等を行うこと。(略) 関係各府省庁及び都道府県は、これらの検査の勧奨等に関して、航空・旅行事業者等に対し、渡航者への周知・情報提供等、必要な協力の依頼等を行う」旨が示されているところでは。

上記を踏まえ、都道府県知事から国内線の利用に際して事前のPCR等検査が勧奨されている場合は、その旨及び利用者が利用しやすい検査サービス等について、利用者に周知・情報提供いただくよう、貴都道府県から貴都道府県登録の事業者等に協力方依頼のほどよろしくお願いいたします。

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年6月17日変更)

(別添1別紙4) 令和3年6月21日以降の取組
(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ)

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添4) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添5) 第30回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示